

解決事例

寄与分主張への対応と法定相続分での調停解決

—— 相続に強い弁護士法人琉球スフィア



クライアント情報と問題の概要

依頼者情報

- 40代・男性
- 次男

父（被相続人）

長男

次男
（依頼者）

三男

→ 持分譲渡

相続紛争の経緯

- 父の死亡による遺産分割調停の開始
三兄弟間で遺産分割調停を行う
- 弟（三男）による相続分譲渡
弟が自身の相続分を次男（当職の依頼者）に譲渡
- 長男の反発と主張
長男が「自分には寄与分がある」と主張を開始

⚠ 長男の主張により調停が長期化する兆し

長男の寄与分主張

- ・ 祭祀承継者として法事を一貫して実施
- ・ 大学進学を諦め、給料を全額家に入れていた（5千万円）
- ・ 被相続人と同居・法事費用として3百万円負担

相続紛争における主な争点

寄与分の認定をめぐる対立

👤 長男の主張

祭祀の承継者としての貢献

- 1 🏠 家督を継ぐ者として祭祀を承継
法事などを一貫して実施

経済的犠牲と貢献

- 2 🎓 大学進学を諦めて就労
¥ 給料を全額家に入れていた **寄与分: 5,000万円**

同居と法事費用の負担

- 3 🏠 被相続人と同居していた
👤 法事費用の負担 **300万円**

👤 次男・弟の反論

法定上の特別な寄与に非該当

祭祀承継について

祭祀承継や法事実施は、寄与分として評価することが困難

大学進学断念と給与提供について

美談ではあるが、相続財産の形成・維持への具体的貢献としての立証が弱い

→ 寄与分には該当しない

法事費用について

領収書等の証拠がなく、相続財産の形成や維持との関連性が認められない

🔪 長男の主張は感情的・道義的なもので、法的に評価できる特別の寄与とは言えない

VS

弁護士介入結果

調停における弁護士の介入効果

長男の主張に対する調停での評価

- 1
-  **祭祀承継・法事実施**
寄与分として評価することは困難
 -  **大学進学断念・給与提供**
美談だが、相続財産形成への具体的貢献の立証が弱い
 -  **法事費用300万円**
領収書等の証拠なく、相続財産形成との関連性なし

不認定

不認定

不認定

調停委員会の判断

2 調停委員も長男の寄与分主張を認めず、法定相続分での分割を基本とした調停案を提示

最終合意の形成

3 次男（依頼者）が譲渡を受けた弟の持分も含めて、兄弟間での最終的な合意が成立

調停解決

調停結果

法定相続分に基づく遺産分割で調停が成立

成功

解決のポイント

💡 相続紛争解決の重要ポイント

1

寄与分主張には客観的な裏付けが不可欠

感情的・道義的な主張だけでは通らず、
客観的な証拠と **法的要件の充足** が必要です。



2

祭祀・法事は寄与分として評価されにくい

家督継承や法事の実施は **相続財産の形成・維持** への
貢献として認められにくく、調停でも **判断はシビア** になります。



3

弁護士による法的整理と感情対立の軽減

弁護士が間に入ることで **冷静に事実と法律を整理** し、
感情的な対立を最小限にとどめて **円滑な調停解決** に導けます。



“ 寄与分の主張は感情だけでなく法律上の要件と証拠が決め手となります ”